

令和6年(2024年)3月11日

諮問事件番号：令和6年(行情)諮問第91号

事件名：「特定開発事業支援に係る認可申請添付資料」の一部開示決定に関する件

情報公開・個人情報保護審査会 御中

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
代表理事 福田健治

意見書

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
代表理事 福田健治

① 環境社会配慮に関する情報について

諮問庁(国土交通省)は、「環境社会配慮に係る部分の情報を公にすることにより、将来的な事業方針や共同する事業者の情報等が明らかになり、他の情報と照合することで、法人の正当な利益を害するおそれがある」と主張する。

しかし、第一に、環境社会配慮に係る部分には、通常は、当該事業に係る環境社会配慮に関する情報が記載されており、将来的な事業方針や共同する事業者の名称は記載されていない。

第二に、仮に将来的な事業方針や共同事業者の名称が記載されていたとしても、そもそも、これらが明らかになることで害される法人(株式会社海外交通・都市開発事業支援機構：JOIN)の正当な利益とは何か、照合される他の情報とは何か、正当な利益を害するおそれがあるのか、理由説明書には何ら説明されていない。

なお、JOINは株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法に基づいて設立された特殊法人であり、株式の二分の一以上を政府が保有することを義務づけられ(同法4条)、設立には国土交通大臣の認可が必要であり(同法10条)、JOINが支援する対象事業者および対象事業の決定にあたっての基準は国土交通大臣が定めることとされている(同法24条)。JOINは、公的な性質を持つ法人であって、その活動には民間企業とは異なる説明責任を求められており、法5条2号該当性の検討にあたっては、他の「法人」とは異なるJOINの公的性格が考慮される必要がある。

第三に、本事業に係る共同事業者の情報は、すでに一定程度事業者自身が公開しており、

共同事業者に関する情報が明らかとなったとしても、法人の正当な利益を害するとはいえない。「ミャンマー・ヤンゴン博物館跡地再開発事業」の環境社会配慮の情報に関しては、ミャンマー政府が2015年に施行した環境影響評価手続に則り、500ページ相当の詳細な環境アセスメント報告書「Environment Impact Assessment, Y Complex Project, Dagon Township, Yangon (July, 2019)」が、弊団体の確認では、少なくとも2021年3月5日から現在(2024年3月11日)に至るまで現地事業者の関連企業によって、以下のサイトで公開されている。

<https://ayeyarhinthar.com/pdf/Environmental%20Impact%20Assessment%20Report%20of%20Y%20Complex%20Project.pdf>

この文書には、事業会社が東京建物株式会社と建設されるオフィス等の管理運営を行う契約を結んだことが明記されており(29頁)、また、工事における健康・安全の基準で、株式会社フジタの「Overseas Construction Work Health and Safety Voluntary Standard (FUJITA, 2009)」で運用する旨が繰り返し記載される等(目次、73頁等)、共同する事業者の情報は既に一定明らかとされている。

また、諮問庁である国土交通省自身が、平成29年(2017年)7月28日のプレスリリースにおいて、当該事業におけるJOINによる出資と債務保証に関して発表すると共に、日本の企業である株式会社フジタ、東京建物株式会社と海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)がミャンマー企業アヤヒンター・グループのYangon Technical and Trading Co., Ltd. と当該事業において共同出資を行なう件、また、ホテルオークラが事業のホテル運営者となるといった情報を自ら公表している

(添付資料: ミャンマー・ヤンゴン中心部における複合都市開発事業へのJOIN出資を認可
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo07_hh_000460.html)

第四に、仮に将来的な事業方針や共同事業者の情報の開示が法人の正当な利益を害するおそれがあるとしても、少なくとも、これら以外の部分の部分開示は可能である。

上記のとおり、環境社会配慮に関する部分が法5条2号イに該当するとの諮問庁の主張には理由がなく、本件処分は違法である。

② 上記を除く、その余の部分について

諮問庁は、「当該部分の情報を公にすることにより、共同する事業者の情報等が明らかになり、他の情報と照合することで、法人の正当な利益を害するおそれ」があり、また「当該対象国に所在する企業にかかる情報等を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、上記のとおり、理由説明書には、照合される他の情報とは何か、いかにして法人の正当な利益が害されるおそれがあるのか、何ら説明されていない。また、共同する事業者の情報が一定程度公開されていることも、上記のとおりである。

また、一般に、企業にかかる情報を開示することにより他国との信頼関係を損なわれると

はいえないし、当該企業にかかる情報等は上記のとおりすでに一定程度公開されている。

これら情報が法5条2号イおよび同条3号に該当するとの諮問庁の主張には理由がなく、本件処分は違法である。

以上